

原子力災害時等におけるトラックによる物資等の輸送に関する運用細則

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書（以下「協定」という。）第13条に基づき、青森県（以下「甲」という。）と公益社団法人青森県トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定の運用に関する細則を締結する。

（趣旨）

第1条 この細則は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、同法施行令第1条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における協定の実施に関し必要な事項を定める。

（業務実施の基準）

第2条 甲は、原子力災害時等において、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）が受ける線量の予測値が、平常時の一般公衆の線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に限り、協定第2条の規定により、乙に対して、協力の要請を行うものとし、その際、当該従事者に対し放射線防護措置を講じ、その安全に配慮するものとする。

（甲が実施する対策）

第3条 甲は、原子力災害時等における従事者の安全確保対策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）乙に無償貸与する防護服及び個人線量計等の放射線防護資機材の確保並びに当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備
- （2）乙、乙の会員及び従事者が輸送業務上連絡を取る通信手段の確保
- （3）国との連携による放射線及び放射線防護に関する研修の機会の提供
- （4）協定第2条の協力要請の際における輸送業務に必要な災害情報及び避難関連情報等の乙への迅速な提供

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）甲乙間の連絡体制の整備
- （2）トラックの円滑な誘導等の実施
- （3）業務に使用した車輛の放射能汚染検査及び簡易除染の実施
- （4）その他輸送業務の円滑な実施に必要な事項

3 前2項の対策の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に協力するものとする。

(雑則)

第4条 この細則に定めのない事項及びこの細則に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この細則は、締結の日からその効力を生じるものとする。

この細則の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年10月22日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 青森市大字荒川字品川111番3号

公益社団法人 青森県トラック協会
会 長 木村 英敬

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定書

青 森 県
一般社団法人青森県タクシー協会

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県タクシー協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、青森県内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙に対して協力を要請する場合において必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、業務の内容及び期間等を指定して文書（様式第1号）で協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに様式第1号により通知するものとする。

2 前項の規定による協力の要請は、運転手等の安全確保に配慮して行うものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から協力の要請を受けた場合は、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定において、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者（滞留者を含む。）等の輸送に関する業務
- （2）災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送に関する業務
- （3）ボランティアの輸送に関する業務
- （4）乙の会員が所有するタクシー無線を活用した連絡網の確保等の業務
- （5）その他甲が必要とする車両による支援に関する業務

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により業務に従事した場合は、速やかに当該業務の内容等について文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害等の発生時において乙の会員が届け出ている

運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、提供した車両が故障その他の理由により運行できなくなった場合は、速やかに代替車両を手配して、運行の継続に努めるものとする。

2 乙は、第3条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生した場合は、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第8条 乙が第3条の業務を実施した場合において、当該業務に関し、当該業務に従事した者(以下「従事者」という。)が、その生命若しくは身体の損害を受け、又は当該業務に使用した車両が損害を受けたときは、甲は、次に掲げる場合を除き、乙の会員に対し、その損害を補償するものとする。この場合において、従事者に対する損害の補償は、災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例(昭和38年青森県条例第3号)を準じて行うものとする。

(1) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者からその補償を受けることができる場合

(4) 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 乙は、従事者が所属するタクシー事業者に対して、前項の責任を負わないものとする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年1回甲に対し、乙の会員が保有する車両の保有台数等の資料を提出するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定を円滑に進めるため、その実施に関する事務を所掌する連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、甲においては県交通政策課とし、乙においてはその事務局とする。

(緊急連絡表の提出)

第 11 条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の緊急連絡表
(様式第 3 号)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中で異動等があった場合についても準用する。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義につい
ては、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙から文書による
終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自
その 1 通を保有するものとする。

平成 3 1 年 1 月 1 7 日

甲 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号
青森県知事 三村 申吾

乙 青森県青森市浜田大字豊田 1 3 9 番 2 1 号
一般社団法人 青森県タクシー協会
会 長 下山 清司

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協力要請書

一般社団法人青森県タクシー協会 殿
(会員 殿)

青森県知事

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

1 輸送の協力要請を必要とする理由

2 輸送等内容

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	乗車予定人数 又は物資	輸送業務内容 (協定書第3条の種類)
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員 (3) ボランティア (4) タクシー無線活用 (5) その他
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員 (3) ボランティア (4) タクシー無線活用 (5) その他

3 その他参考となる事項

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する実績報告書

青森県知事 殿

一般社団法人青森県タクシー協会
(会員 殿)

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 輸送等実施内容

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	走行距離 (km)	乗車人数 (台数)	輸送業務内容 (協定書第3条の種類)
	から まで		人 台	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員 (3) ボランティア (4) タクシー無線活用 (5) その他
	から まで		人 台	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員 (3) ボランティア (4) タクシー無線活用 (5) その他

2 その他必要な事項

緊急連絡表

1 青森県

	相談窓口	昼間	夜間	備考
第1順位		電話： F A X：	電話： F A X：	
第2順位		電話： F A X：	電話： F A X：	

2 一般社団法人青森県タクシー協会（会員 ○○）

	相談窓口	昼間	夜間	備考
第1順位		電話： F A X：	電話： F A X：	
第2順位		電話： F A X：	電話： F A X：	

原子力災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する運用細目

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定書（以下「協定」という。）第12条に基づき、青森県（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県タクシー協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定の運用に関する細則を締結する。

（趣旨）

第1条 この細則は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、同法施行令第1条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における協定の実施に関し必要な事項を定める。

（業務実施の基準及び内容）

第2条 甲は、原子力災害時等において、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）が受ける線量の予測値が、平常時の一般公衆の線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に限り、協定第2条の規定により、乙に対して、協力の要請を行うものとし、その際、当該従事者に対し放射線防護措置を講じ、その安全に配慮するものとする。

2 原子力災害時等において、協定第3条各号に規定する業務（以下「輸送業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

（1）警戒事態（原子力災害対策特別措置法第6条の2に規定する原子力災害対策指針（以下「指針」という。）において定める緊急事態区分をいう。以下同じ。）

指針において定める予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）における施設敷地緊急事態要避難者の輸送の準備その他の輸送業務の実施

（2）施設敷地緊急事態

PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の輸送の実施、PAZ内のその他の住民等の輸送の準備その他の輸送業務の実施

（3）全面緊急事態

PAZにおける住民等（施設敷地緊急事態要避難者を除く）の輸送の実施、指針において定める緊急防護措置を準備する区域における住民等の輸送の準備、輸送の実施その他の輸送業務の実施

3 前項の施設敷地緊急事態要避難者とは、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。

(甲が実施する対策)

第3条 甲は、原子力災害時等における、従事者の安全確保対策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 乙に無償貸与する防護服及び個人線量計等の放射線防護資機材の確保並びに当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備
- (2) 乙、乙の会員及び従事者が輸送業務上連絡を取る通信手段の確保
- (3) 国との連携による放射線及び放射線防護に関する研修の機会の提供
- (4) 協定第2条第1項の協力要請の際における輸送業務に必要な災害情報及び避難関連情報等の乙への迅速な提供

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 甲乙間の連絡体制の整備
- (2) タクシーの円滑な誘導等の実施
- (3) 業務に使用した車輛の放射能汚染検査及び簡易除染の実施
- (4) その他輸送業務の円滑な実施に必要な事項

3 前2項の対策の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に協力するものとする。

(雑則)

第4条 この細則に定めのない事項及びこの細則に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この細則は、締結の日からその効力を生じるものとする。

この細則の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年 1月17日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 青森市大字浜田字豊田139番21号

一般社団法人 青森県タクシー協会
会 長 下山 清司

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。
- 3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

(自主応援)

- 第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。
- 2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

- イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費
- ロ 応援人員の手当等に関する経費
- ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金
- ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費
- ホ 応援人員の災害地への出動又は帰路途上において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

- 2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(平時の取り組み)

第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害時に必要な物資の備蓄
- (2) 定期的な訓練の実施
- (3) その他必要と認める事項

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年12月6日から施行する。
- 2 平成18年9月29日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書41通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各1通を所持する。

平成 30 年度青森県原子力防災訓練の実施報告

1 目的

青森県地域防災計画（原子力災害対策編）及び関係市町村地域防災計画（原子力編）に基づき、原子力災害発生時における防災関係機関の応急対策に関する検証・確認及び地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施する。具体的には以下のとおり。

- ① 国、県、市町村、事業者における体制及び関係機関等の協力体制の確立
- ② 「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」を踏まえた各市町村避難計画の具体化及び検証
- ③ 訓練結果による教訓事項の案出と計画への反映
- ④ 防災業務関係者の防災技術の習熟
- ⑤ 地域住民の防災意識の高揚や、原子力防災対策に関する理解促進

2 実施日時

平成 30 年 11 月 10 日（土） 8：30～15：00
11 日（日） 8：30～14：00

3 訓練想定

東通原子力発電所 1 号機において、定格電気出力運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生。その後、原子炉冷却材漏えいが発生したため原子炉を手動停止。非常用炉心冷却装置が作動したが、設備故障等により同装置による注水が不能となり、全面緊急事態となる。さらに事態が進展し、炉心損傷に至り、発電所から放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

4 平成 30 年度訓練の特徴

- (1) みちのく ALERT 2018 と連動した訓練の実施
 - 緊急搬送する必要がある場合を想定した自衛隊ヘリによる PAZ 圏住民の空路避難
 - 東北方面隊（第 9 化学防護隊）及び陸上総隊（中央特殊武器防護隊【初】）の参加による避難退域時検査・簡易除染訓練
 - 原子力センターへの陸上自衛隊による燃料供給訓練
- (2) 「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」を踏まえた訓練の実施
 - 住民、社会福祉施設等への屋内退避指示の伝達・屋内退避の実施
 - UPZ 内自治体の連携による PAZ 避難行動要支援者の搬送【初】
 - 陸路避難ができない事態を想定した自衛隊艦船による UPZ 圏住民の海路避難
 - 避難元市町村と避難受入市町村との連携による避難所開設・運営
- (3) 原子力災害医療活動の充実
 - 安定ヨウ素剤の緊急配布訓練の実施【初】

5 主な訓練の実施内容

(1) P A Z 圏住民の迅速な避難

①施設敷地緊急事態発生時の避難行動要支援者の福祉車両による避難

(東通村、むつ市、横浜町)

②全面緊急事態（放射性物質放出前）の避難

- ・緊急搬送する必要がある場合を想定し、知事の災害派遣要請に基づく陸上自衛隊へりを利用した住民の避難（東通村）

(2) U P Z 圏住民の防護措置

全面緊急事態となり放射性物質が放出され、避難指示が出された地域の屋内退避、住民避難

①屋内退避等訓練

- ・広報車や防災行政無線等の多様な手段を活用した屋内退避指示の伝達（東通村、六ヶ所村、むつ市、横浜町、野辺地町）
- ・自宅で屋内退避を継続することが困難となった場合を想定した避難所への屋内退避（六ヶ所村、むつ市、横浜町、野辺地町）

②陸路避難

- ・避難行動要支援者等のバス及び福祉車両による避難（六ヶ所村、野辺地町）

③海路避難

- ・陸路避難ができない事態を想定し、知事の災害派遣要請に基づく海上自衛隊艦船を利用した住民の避難（東通村）

④安定ヨウ素剤緊急配布

- ・市町村の避難計画に基づき、一時集合場所等において安定ヨウ素剤の緊急配布。（東通村、むつ市、六ヶ所村、横浜町、野辺地町）

(3) 避難退域時検査及び簡易除染訓練

原子力発電所から30km圏近傍地点にある六ヶ所村（村立南小学校）及びむつ市（川内庁舎）において、U P Z 圏住民の避難退域時検査を実施。

(4) 受入市町職員等による避難所設置運営訓練

避難所における避難車両の誘導等、避難退域時未受検車両を想定した検査・除染手順、避難者カードを活用した避難者受付手順の確認等を行う。また、広域避難や避難生活の長期化を念頭においた居住スペースの設置方法の確認等を行う。

(5) その他

- ・学校、社会福祉施設等での防護措置訓練
- ・原子力災害医療訓練（傷病者搬送受入訓練、救護所設置訓練）
- ・緊急時モニタリング訓練（図上訓練、実動訓練）
- ・映像伝送訓練
- ・原子力発電所内対応訓練

6 参加機関・団体及び参加者数

約90機関、約1,200名

令和元年度青森県原子力防災訓練の実施報告

1 目的

青森県地域防災計画（原子力災害対策編）及び関係市町村地域防災計画（原子力編）に基づき、原子力災害発生時における防災関係機関の応急対策に関する検証・確認及び地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施する。具体的には以下のとおり。

- ① 県、市町村、関係機関の防災体制・協力体制の確認
- ② 防災業務関係者の防災技術の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施日時

令和元年11月13日（水） 8：40～15：00

※野辺地町は、11月11日（月）に実施

3 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機において定格電気出力運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生し、原子炉は自動停止。地震とその後発生した津波の影響により設備故障が発生し、原子炉注水機能及び原子炉除熱機能が不能となり、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態となる。さらに、事態が進展し炉心損傷に至り、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

4 令和元年度訓練の特徴

- (1) 「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」等を踏まえた訓練の実施
 - ▶ むつ市関根浜港からの住民の一時移転を想定し、海上自衛隊艦船による海路避難、それにとまなう避難退域時検査訓練等の実施
 - ▶ 住民、学校・社会福祉施設等への屋内退避指示の伝達・屋内退避の実施
 - ▶ 原子力災害拠点病院における傷病者及び原子力災害派遣チームの受入れ（八戸市立市民病院では初）
- (2) 新たな取組みの試行
 - ▶ 汚染のある地域から当該地域外へ傷病者を救急搬送する場合の引継要領の確認

5 主な訓練実施内容

- (1) 住民防護措置訓練
 - ・ 一時移転訓練（むつ市関根浜港（海路避難））
 - ・ 屋内退避訓練（六ヶ所村、横浜町、野辺地町（11日））
 - ・ 福祉車両による避難訓練（東通村）

(2) 避難退域時検査等訓練

住民避難に当たっての避難退域時検査、汚染が確認された場合の簡易除染等の訓練を実施する。(むつ市関根浜港)

(3) 傷病者対応訓練

原子力災害発生に伴う傷病者の搬送及び医療機関における受入れ等の訓練を実施する。(八戸市立市民病院)

(4) 緊急時モニタリング訓練

空間放射線量率の測定や環境試料の採取など緊急時モニタリングに係る訓練を実施する。(県原子力センターほか)

6 参加機関・団体及び参加者数

約60機関、約1,500名